

令和4年第1回臨時会
愛知県後期高齢者医療広域連合議会会議録

令和4年7月19日

愛知県後期高齢者医療広域連合議会

目 次

議事日程	1
会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
説明のため出席した者	2
職務のため出席した者	2
臨時議長の選出	3
開会の宣告	3
仮議席の指定	3
議長の選挙	3
議席の指定	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
副議長の選挙	4
諸般の報告	5
広域連合長あいさつ	5
同意第1号(副広域連合長の選任について)	6
同意第2号(監査委員の選任について)	7
承認第2号(令和4年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)の専決処分について)	8
承認第3号(愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について)	14
広域連合長あいさつ	15
閉会の宣告	16

議事日程

令和4年7月19日（火曜日）午後1時30分開議
 ホテルメルパルク名古屋3階「カトレア」の間

- 第1 仮議席の指定
- 第2 議長の選挙

追加議事日程

- 第1 議席の指定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 会期の決定
- 第4 副議長の選挙
- 第5 諸般の報告
- 第6 同意第1号 副広域連合長の選任について
- 第7 同意第2号 監査委員の選任について
- 第8 承認第2号 令和4年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）の専決処分について（令和4年6月17日専決）
- 第9 承認第3号 愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について（令和4年6月21日専決）

会議に付した事件
 議事日程のとおり

出席議員（30名）

久世高裕	長田淳	神田薫
森利明	東野靖道	高島淳
鵜飼貞雄	森口達也	後藤田麻美子
稲葉民治	横田貴次	加藤廣行
中根武彦	鈴木正章	水野博史
青木直人	滝川健司	井川郁恵
柴田安彦	近藤喜典	仲谷政弘
上村みちよ	塚本つよし	吉岡正修
さいとう愛子	吉田茂	浅井康正
余語さやか	森ともお	浅井正仁

欠席議員（4名）

伊藤建治	加藤菊信	藤浦伸介
足立初雄		

説明のため出席した者

広域連合長	太	田	稔	彦
副広域連合長	成	瀬		敦
事務局長	鈴	木	孝	昌
会計管理者兼出納室長	及	部	祥	宏
総務課長	大	谷	智	枝
管理課長	福	岡	進	太
給付課長	川	島	浩	資

職務のため出席した者

議会事務局長	榊	原	圭	介
議会事務局書記	林		正	道

午後1時30分 開会

○議会事務局長（榊原圭介） お待たせしました。

私は、議会事務局長の榊原でございます。

本広域連合議会におきましては、さきに田中里佳議長及び松下昭憲副議長がそれぞれ辞職されております。

したがって、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で、年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

本日の出席議員中、森利明議員が年長の議員でございますので、御紹介申し上げます。

森利明議員、議長席へ御着席お願いいたします。

（臨時議長 森利明議員 議長席 着席）

○臨時議長（森利明） ただいま御紹介をいただきました森利明でございます。

地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を行います。何とぞよろしく願いいたします。

進行させていただきたいと思っております。

ただいまの出席議員は30人でございます。議員定数34人中、半数以上の出席をいただいております。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、ただいまから令和4年第1回愛知県後期高齢者医療広域連合議会臨時会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりとなっておりますので、よろしく願いいたします。

日程第1、「仮議席の指定」を行います。

仮議席は、ただいま御着席の議席を指定いたします。

次に、日程第2、「議長の選挙」を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思っておりますが、御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○臨時議長（森利明） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、臨時議長が指名することとしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○臨時議長（森利明） 異議なしと認めます。よって、臨時議長が指名することに決定いたしました。

それでは、本日配付しました「議長候補者略歴書」をごらんください。

本広域連合議会議長に、中根武彦議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました中根武彦議員を議長の当選人と定めることに御異議ございま

せんか。

（「異議なし」の声あり）

○臨時議長（森利明） 御異議なしと認めます。よって、中根武彦議員が議長に当選されました。

中根武彦議員が議長におられますので、当選を告知いたします。

ここで、当選されました中根武彦議員から、ごあいさつをお願いいたします。

（中根武彦議長 演壇であいさつ）

○議長（中根武彦） ただいま御推挙いただきまして、議長という要職に就かせていただくことになりました中根武彦でございます。

皆様方の御協力を得ながら、この広域連合議会が住民の負託に応え、議会の運営を円滑に行っていくよう努めさせていただきます。議員の皆様方の御協力を心からお願いを申し上げまして、粗辞ではございますが、就任のごあいさつとさせていただきます。

よろしくをお願いいたします。

○臨時議長（森利明） 皆様方の御協力によりまして、私の職務は終了いたしました。

以上をもって、議長と交代いたします。

（森利明臨時議長 自席へ）

（中根武彦議長 議長席へ）

○議長（中根武彦） それでは、追加議事日程に従い、議事を進めさせていただきます。

日程第1、「議席の指定」を行います。

議席は、会議規則第3条第1項の規定により、お手元に配付しております議席表のとおり、議長において指定をいたします。

次に、日程第2、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議規則第74条の規定により、本臨時会の会議録署名議員を指名いたします。

鈴木正章議員、水野博史議員をお願いをいたします。

次に、日程第3、「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日としたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中根武彦） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定をいたしました。

次、日程第4、「副議長の選挙」を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選としたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中根武彦） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長が指名することにしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中根武彦） 御異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定いたしました。

それでは、本日配付しました「副議長候補者略歴書」をごらんください。

本広域連合議会の副議長に、吉岡正修議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名しました吉岡正修議員を副議長の当選人と定めることに異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中根武彦） 御異議なしと認めます。よって、吉岡正修議員が副議長に当選されました。

吉岡正修議員が議場におられますので、当選を告知いたします。

ここで、当選されました吉岡正修議員から、ごあいさつをお願いをいたします。

（吉岡正修副議長 演壇であいさつ）

○副議長（吉岡正修） このたびは、皆様方の御推薦をいただきまして、副議長の要職に就くことになりました吉岡正修でございます。

微力ではございますが、議長を補佐し、議会が円滑に運営されるよう努めてまいりたいと存じます。今後とも、皆様方の御指導、御協力を賜りますようお願いを申し上げまして、就任のあいさつに代えさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

（吉岡正修副議長 自席へ）

○議長（中根武彦） 次に、日程第5、「諸般の報告」を行います。

伊藤建治議員、加藤菊信議員、藤浦伸介議員及び足立初雄議員から、本日は欠席する旨の届けがありました。

また、議案説明のため、地方自治法第121条の規定により、広域連合長以下関係職員の出席を求めました。

次に、広域連合監査委員から、監査基準の改正についての通知及び例月出納検査の結果に関する報告がありましたので、その写しをお手元に配付しております。

以上で諸般の報告を終わります。

ここで、広域連合長からあいさつしたい旨の申出がありますので、これを許可いたします。

○広域連合長（太田稔彦） 議長、広域連合長。

○議長（中根武彦） 太田広域連合長。

（太田広域連合長 演壇であいさつ）

○広域連合長（太田稔彦） 愛知県後期高齢者医療広域連合長を務めております豊田市長の太田でございます。

臨時会の開会に当たり、広域連合長として、一言ごあいさつを申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、日頃より後期高齢者医療制度及び本広域連合の運営に格別の御理解及び御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、本日臨時会を招集いたしましたところ、御多用中にもかかわらず御参集ください

まして、誠にありがとうございます。

それでは、本日は臨時会ではございますが、本年度最初の議会でございますので、本県における後期高齢者医療の現状と、後期高齢者医療制度における本年度最大の課題であります2割負担の施行について簡単に申し上げます。

後期高齢者医療制度は、平成20年度の制度開始以来、我が国の社会に定着し、本年度で15年目を迎えることとなりました。この間、本県におきましては被保険者数が約1.65倍に増加し、本年5月31日現在では約101万人、これは本県人口の約13.5%に当たり、約7.4人に1人が後期高齢者医療制度の被保険者ということになります。また、医療費のほうは、新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年度は減少しましたが、令和3年度は、窓口負担を含めた総額ベースで見ますと、過去最高の約9,405億円となっており、被保険者1人当たり医療費で見ますと約94万9,000円、ほぼコロナ禍前と同じ程度の水準となっております。

なお、本年度から数年間は、いわゆる団塊の世代が後期高齢者の年齢に到達しますので、被保険者数及び医療費とも、これまで以上に増加することが見込まれます。

次に、後期高齢者医療制度における窓口負担の見直し、2割負担の施行について申し上げます。

御案内のとおり、後期高齢者医療制度におきましては本年10月1日から一定以上の所得のある被保険者の窓口負担割合が1割から2割に引き上げられることとされており、本広域連合におきましては昨年度から市町村等と連携して2割負担の施行に向けた周知、広報を行っているところでございます。また、2割負担の施行時期が10月とされているため、本年度の被保険者証の更新については、例年の8月の年次更新に加え、10月に2回目の更新を行う予定でございますので、被保険者の方々や医療機関等の関係者において混乱を生じないように、コールセンターの設置、ポスターやリーフレットなどの活用により、丁寧で分かりやすい周知、広報をしっかりと行ってまいります。

新たな負担割合の創設は、制度始まって以来の大きな改正でありますので、新制度が円滑に施行されるよう、国からの助言を踏まえながら、市町村と連携して適切に対応してまいります。

さて、本日の臨時会でございますが、議案といたしましては、人事同意案件として、副広域連合長の選任及び監査委員の選任の2件、それから専決処分の承認案件として、2割負担関連での一般会計予算の補正及び新型コロナウイルス感染症関連での条例の一部改正の2件、合計4件を提案させていただいております。それぞれの議案の内容につきましては後ほど改めて御説明させていただきますが、何とぞよろしく御審議いただき、適切に御議決を賜りますようお願い申し上げます、開会に当たってのあいさつとさせていただきます。

よろしく申し上げます。

（太田広域連合長 自席へ）

○議長（中根武彦） 次に、日程第6、同意第1号「副広域連合長の選任について」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○広域連合長（太田稔彦） 議長、広域連合長。

○議長（中根武彦） 太田広域連合長。

○広域連合長（太田稔彦） 同意第1号「副広域連合長の選任について」、提案理由の御説明を申し上げます。

議案書の1ページ及び議案参考資料1ページをそれぞれごらんください。

本広域連合の副広域連合長につきましては、広域連合規約第12条第4項におきまして、広域連合長が広域連合の議会の同意を得て、構成市町村の長のうちからこれを選任することとされております。

本広域連合の副広域連合長には、昨年7月から幸田町長の成瀬敦氏に御就任いただいておりますが、本年5月26日の幸田町長の任期満了に伴い、副広域連合長としての任期も満了となりました。後任の副広域連合長につきましては、成瀬敦氏が引き続き幸田町長に就任されましたので、改めて成瀬敦氏を副広域連合長として選任いたしたく、御提案申し上げます。

成瀬氏は、人格高潔で、首長としての豊富な経験をお持ちの方であり、副広域連合長の適任者と存じますので、選任につきまして議会の同意を賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（中根武彦） 提案理由の説明が終わりました。

本件については、質疑及び討論の通告はございませんでしたので、これより採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、提案のとおり同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中根武彦） 異議なしと認めます。よって、本件は、同意することに決定いたしました。

副広域連合長が入場いたしますので、しばらくお待ちください。

（成瀬副広域連合長 入場、自席へ）

○議長（中根武彦） ただいま選任同意されました副広域連合長からあいさつの旨の申出がありますので、これを許可します。

（成瀬副広域連合長 演壇であいさつ）

○副広域連合長（成瀬敦） ただいま副広域連合長の選任につきまして御同意を賜りました幸田町長の成瀬敦でございます。

私は、副広域連合長として、その職責の重さを自覚いたしまして、太田広域連合長を補佐し、広域連合の運営が円滑かつ安定的に行われるよう努めてまいり所存でございます。議員の皆様方におかれましては、今後とも広域連合に対する御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

どうぞよろしくお願いたします。

（成瀬副広域連合長 自席へ）

○議長（中根武彦） 次に、日程第7、同意第2号「監査委員の選任について」を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、稲葉民治議員の退席を求めます。

（稲葉民治議員 退席）

○議長（中根武彦） 本件について、提案理由の説明を求めます。

○広域連合長（太田稔彦） 議長、広域連合長。

○議長（中根武彦） 太田広域連合長。

○広域連合長（太田稔彦） 同意第2号「監査委員の選任について」、提案理由を御説明申し上げます。

議案書の3ページ及び議案参考資料3ページをそれぞれごらんください。

広域連合の監査委員につきましては、いわゆる識見を有する者及び広域連合議員のうちからそれぞれ1人を選任することとされております。

このうち広域連合議員から選任されておりました足立初雄監査委員が監査委員を辞職されましたので、新たに稲葉民治議員を監査委員に選任いたしたく、御提案申し上げるものでございます。

稲葉民治議員は、人格高潔で、豊富な議員経験をお持ちの方であり、監査委員の適任者と存じます。選任につきましては、議会の御同意を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（中根武彦） 提案理由の説明が終わりました。

本件について、質疑及び討論の通告はございませんでしたので、これより採決いたします。

お諮りいたします。

本件を提案のとおり同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中根武彦） 御異議なしと認めます。よって、本件は同意することに決定いたしました。

退席中の稲葉民治議員の入場を許可します。

（稲葉民治議員 入場、自席へ）

○議長（中根武彦） ただいま選任同意されました監査委員の稲葉民治議員からごあいさつがございます。

（稲葉民治議員 演壇であいさつ）

○監査委員（稲葉民治） ただいま監査委員の選任につきまして御同意を賜りました稲葉民治でございます。

地方自治における監査の必要性和重要性を深く認識し、微力ではございますが、誠実にかつ公正な立場から監査委員の職務を全うしてまいりたいと存じます。何とぞ皆様方の御指導、御鞭撻のほどをよろしくお願い申し上げます。簡単ではございますが、監査委員就任のあいさつとさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

（稲葉民治議員 自席へ）

○議長（中根武彦） 次に、日程第8、承認第2号「令和4年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）の専決処分について（令和4年6月17日専決）」を議題といたします。

事務局から提案理由の説明を求めます。

○事務局長（鈴木孝昌） 議長、事務局長。

○議長（中根武彦） 事務局長。

○事務局長（鈴木孝昌） 広域連合事務局長の鈴木でございます。

承認第2号以下の議案は、私から説明をさせていただきます。

それでは、まず承認第2号について説明いたします。

議案書の5ページをごらんください。

議案書の5ページでございます。承認第2号「令和4年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）の専決処分について（令和4年6月17日専決）」でございます。

これは、ページ中ほどの提案理由にございますように、令和4年10月1日から施行される窓口負担の見直しに向けて、厚生労働省が作成する医療機関等における周知、広報用ポスター及びリーフレットを県内医療機関等に送付する費用の予算措置をするため、令和4年6月17日に一般会計補正予算（第1号）の専決処分を行いましたので、本臨時会において御承認をお願いするものであります。

では、議案書を2枚おめくりいただきまして、9ページをお願いいたします。

補正の内容は、第1条にございますように、歳入歳出それぞれ454万2,000円を追加し、その総額をそれぞれ23億9,818万7,000円とするものでございまして、補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の金額は、1枚おめくりいただきました左側、10ページの表のとおりでございます。

補正に係る歳入歳出の内容につきまして、恐れ入りますが、別冊の議案参考資料のほうの5ページをごらんいただきたいと思っております。

議案参考資料の5ページでございます。ページの中ほどの3、補正内容事項別説明の下のほう、歳出のほうからごらんください。

啓発費でございますが、窓口負担見直しの医療機関等における周知、広報に要する費用として、委託料を454万2,000円増額するものでございます。この窓口負担見直しの医療機関等における周知、広報については、昨年度から、厚生労働省が全国統一のポスター、リーフレットを作成し、それを各広域連合から医療機関等に送付すると、こういった方針が示されてはありましたが、その詳細が昨年度時点では固まっていなかったため、当初予算への計上を見送ったものでございます。このたび、その詳細が固まりましたので、この補正予算を組んだということでございます。

また、専決処分とした理由でございますが、厚生労働省からは8月中をめどにポスター等を送付するってことを言われておりますので、スケジュール上、入札等に要する事務処理を速やかに行う必要がございましたので、専決処分としたものでございます。

また、この財源でございますが、先ほどごらんいただきました歳出のところの上になりますが、歳入におきまして、国の調整交付金について同額を増額しているというものでございます。

以上が承認第2号の専決処分の内容でございますが、地方自治法第179条第3項の規定により本臨時会に報告し、御承認をお願いするものでございます。

それでは、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

○議長（中根武彦） これより質疑を行います。

承認第2号に関して、さいとう愛子議員から通告がありましたので、質疑を許します。

さいとう愛子議員。

○議員（さいとう愛子） 議長、さいとう愛子。

通告に従い、承認第2号「令和4年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）の専決処分について（令和4年6月17日専決）」質問いたします。

今回提出されている議案は、今年10月1日から施行される窓口負担の見直しについて、周知、広報用のポスターなどを医療機関などに送付するための補正予算を専決処分したものです。

2点お聞きいたします。

1点目、当初予算では、周知、広報に要する費用として何をどのように計上していたのか、その内容をお聞きいたします。

2点目、窓口負担見直しの医療機関等における周知、広報に要する費用、この送付に関する費用については不足が見込まれるとありますけれども、なぜ不足することとなったのか、その経緯をお聞かせください。

以上で1回目の質問を終わります。

○総務課長（大谷智枝） 議長、総務課長。

○議長（中根武彦） 総務課長。

○総務課長（大谷智枝） 令和4年度当初予算における窓口負担の見直しに係る周知、広報についてお答えします。

まず、被保険者の方への個別の周知、広報としては、被保険者証の更新の際に制度の見直しに関するリーフレット等を同封することとしております。被保険者証の更新は、例年は8月の1回のみでございますが、本年度は制度改正に伴い、全被保険者約102万人に対し、2回更新を行うこととしております。このうち1回目の8月の更新の際には、窓口負担の見直しを含む制度の概要をまとめた小冊子のほか、10月1日からの制度改正に伴い被保険者証の更新が2回行われることや1回目の被保険者証の有効期限が2か月と短いことなどをお知らせするリーフレットを同封して、7月中に全被保険者に送付することとしております。また、2回目の10月の更新の際には2割負担となる方、約23万ないし24万人程度と見込んでおりますが、その全員に窓口負担の見直しに関するリーフレットを同封することとしております。

なお、これらの小冊子やリーフレットの作成等に要する費用は、当初予算の資格賦課管理費において、被保険者証作成等業務委託料の一部として計上しております。

次に、被保険者をはじめ住民の方全般に対する周知、広報として、今回の負担割合の見直しをはじめ、被保険者証や負担割合等に関する様々な問合せに対応するためのコールセンターを7月から12月まで開設することとし、当初予算の資格賦課管理費において、コールセンター運営業務委託料として計上しております。

このほか、本広域連合が例年6月に作成して県内の約1万5,000か所の医療機関や市区町村の窓口配付するパンフレット、ポスターにおいても窓口負担割合の見直しに関する内容を記載し、周知、広報を行っております。

なお、この事業につきましては、当初予算の啓発費において、啓発パンフレット作成等業務委託料として計上しております。

続きまして2点目、医療機関等における周知、広報に要する費用の不足が見込まれることとなり、このたびの予算の補正を行うに至った経緯についてお答えいたします。

今回の補正に係る周知、広報は、厚生労働省の依頼に基づき、高齢者をはじめとする住民の方全般に対する周知、広報を図ることを目的として、厚生労働省が作成する全国統一のポスター及びリーフレットを広域連合から公的機関や医療機関、高齢者関係施設等に送付するというものです。

厚生労働省作成のポスター等の送付につきましては、昨年度の時点で厚生労働省から各広域連合に示されておりましたが、広域連合における事業費の積算に必要となるポスター等の仕様や送付箇所、送付枚数等の詳細が厚生労働省から示されなかったため、当初予算への計上は見送ることといたしました。その後、本年6月に厚生労働省からポスターの仕様や送付箇所、送付枚数の詳細が示されましたが、本広域連合におきましては、当初予算には厚生労働省作成のポスター等の送付に要する費用を計上しておりませんでしたので、この費用を予算措置するために予算の補正を行ったものであります。

以上でございます。

○議員（さいとう愛子） 議長、さいとう愛子。

○議長（中根武彦） さいとう愛子議員。

○議員（さいとう愛子） お答えいただき、ありがとうございました。

窓口負担の見直しについては、昨年6月11日に公布された全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律により決まりました。しかし、後期高齢者医療費の2割負担の実施が今年の10月1日からと、具体的な期日が決まったのは今年の1月でした。そのため、例年8月に1回だけ被保険者証を送るというところを、今年だけは、全被保険者102万人の方々に対して2回送付することになるとのことでありました。まず1回目に8月、9月と2か月だけ使う保険証を送り、その後2回目、10月から来年7月31日までの保険証を送ると説明されました。全額国庫とはいえ、窓口では高齢者の方が混乱しないかと危惧いたします。

被保険者の方への個別の周知、広報のリーフレットは、1回目の保険証送付の際、様々なお知らせを同封して全被保険者に送られ、今ちょうど届いているところです。2回目に送るときは、窓口負担が2割となる方にだけリーフレットを同封するということでした。また、厚生労働省作成のポスター等の送付については昨年度の時点で示されていたが、具体的な詳細が厚生労働省から来なかったために当初予算に計上できず、その後6月になって厚生労働省からの指示があり、予算の補正を行ったと経過を御説明いただきましたが、周知、広報が非常に遅れる事態を招いていると言わざるを得ません。

2点再質問いたします。

1点目、被保険者の方々の立場からお尋ねいたしますが、被保険者自身が2割負担となると知るのはいつ頃で、どのようにして知ることになるのでしょうか。また、被保険者への周知スケジュールはどのようになっておりますでしょうか。

2点目、医療機関等へのポスターやリーフレットはどのようなスケジュールで発送されることになるのでしょうか、お尋ねいたします。

○総務課長（大谷智枝） 議長、総務課長。

○議長（中根武彦） 総務課長。

○総務課長（大谷智枝） まず、2割負担となる被保険者に2割負担となることをお知らせする時期及び方法につきましてお答えいたします。

被保険者の窓口負担割合については、被保険者証に記載される負担割合によってお知らせすることとしており、本年10月1日からの負担割合は本年2回目の更新として9月に交付する被保険者証に記載いたします。したがって、被保険者の方におきましては、御自身が2割負担となるかどうかということは本年9月に交付される被保険者証の記載で御確認いただくこととなります。

なお、9月の被保険者証の交付の前であっても、どのような場合に2割負担となるのかということは本広域連合のホームページや市町村の窓口等でも御案内しておりますので、御自身であらかじめ御確認することも可能でありますし、また本広域連合のコールセンターにお問合せいただければ個別に対応させていただきます。

次に、窓口負担割合の見直しの被保険者全体への周知に関するスケジュールについてお答えいたします。

窓口負担割合の見直しの施行時期が本年10月1日と決定されたのは、昨年度になりますが、本年1月でございました。この施行時期の決定を受け、本広域連合においては、窓口負担割合の見直しについて、2月からホームページへの掲載及び市町村窓口でのリーフレットの配布により周知を図っております。さらに、市町村に対し、令和3年度中に市町村の広報紙に掲載してもらうよう依頼するとともに、愛知県の広報あいち2月号の広報内容として新聞紙上にも掲載いたしました。

令和4年度に入ってから、6月になりますが、本広域連合が作成したポスター及びパンフレットを多くの被保険者の方の目に触れることができるよう医療機関等に送付いたしました。さらに、7月には、被保険者証の1回目の更新において小冊子及びリーフレットを同封して、全ての被保険者に負担割合の見直しを周知するとともに、コールセンターを開設しております。これに加え、このたびの補正予算による周知、広報として、厚生労働省から送付されるポスター等を公的機関や医療機関、高齢者関係施設等に配付する予定でございます。

最後に、厚生労働省が作成するポスター等の発送スケジュールについてお答えいたします。

厚生労働省からは、ポスター、リーフレットにつきましては7月下旬に広域連合に配付される予定であり、医療機関等には8月中には届けてほしい旨依頼されております。本広域連合といたしましては、送付先が約2万2,000か所と多いこともあり、委託業者と調整の上、8月中に届くように発送したいと考えております。

以上でございます。

○議員（さいとう愛子） 議長、さいとう愛子。

○議長（中根武彦） さいとう愛子議員。

○議員（さいとう愛子） お答えいただきました。

大変遅いというふうに思うんですけども、今年10月1日から一定の方が医療費2割負担となることは既に1月には公布されております。にもかかわらず、医療機関や高齢者施設へのポスターの掲示などの目立つ広報は直前の8月中旬以降、まだ貼られてないというわけですが、この8月中旬以降にしか行われず、ましてや2割負担となる当事者である被保険者は、9月に入って新たな保険証が手元に届いてから御自身のことを知ることになります。市町の発送のタイミングで違いがあると聞いておりますけれども、実際、該

当する被保険者には1か月を切ってからしか知らされないということになります。これではあまりに遅過ぎて、被保険者を混乱させる対応と言わざるを得ないと指摘して終わります。

○議長（中根武彦） 通告のございました質疑は以上です。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

承認第2号について、さいとう愛子議員から討論の通告がございましたので、討論を許します。

さいとう愛子議員。

○議員（さいとう愛子） 承認第2号に反対の立場で討論します。

この議案は、今年10月から始まる窓口負担の見直しに向け、周知、広報のための送付費用の予算措置の専決処分に対する承認案件です。

後期高齢者医療保険の制度は2008年4月1日から始まり、今回15年目にして初めて負担割合を変えるという大きな制度改正となります。全国後期高齢者医療広域連合協議会は、今年6月1日の厚生労働大臣への要望書の第1項目目に、窓口負担割合の見直しに関しては被保険者や医療機関に十分配慮する必要があることから、国による丁寧な説明及び周知、広報を行うこととの要望を行っています。しかし、丁寧な周知、広報が行われているとは思えません。

去年8月の定例会において、リーフレット等を送付する費用などの増額補正の議決がされていたにもかかわらず、厚生労働省の方針が変更され、リーフレット等の送付は行われず、減額補正が行われました。厚生労働省作成のポスター等の送付については、説明があったように、当初予算へ計上できず、その後、今年6月になって厚生労働省からの指示があり、今回の専決処分の議案となりました。厚生労働省の都合で、被保険者や医療機関に十分な配慮もせず、丁寧な説明も周知、広報もなく、専決処分が進められているのではないのでしょうか。

愛知県では、約102万人の被保険者のうち、23万から24万人が2割負担の対象となると聞きました。被保険者のうち、現役並みの所得以外の方は約91%とのことですので、1割負担の方の大体4人に1人強の方が2割負担の対象となることとなります。実施前、1か月ほどしか周知の期間がない中で、高齢の方が10月からの新しい保険証を持ってお医者さんに行き、窓口で2倍の支払いを求められたら、多くの人が驚かれるのではないのでしょうか。

医療機関からは、物価高、年金減、コロナの心配に加えて、さらに医者にかかりにくくなり、窓口が大混乱しますとの声を聞きました。高齢者に今まで以上の負担を強いる上に、被保険者や医療機関に対し丁寧な周知、広報とならないこの承認第2号の議案は認められません。

以上の理由で反対を表明し、討論を終わります。

○議長（中根武彦） 通告のございました討論は以上ですので、これで討論を終わります。

これより採決いたします。

この採決は、いずれも起立によって行います。

承認第2号「令和4年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）の専決処分について（令和4年6月17日専決）」を採決いたします。

本件を提案のとおり承認することに賛成の議員の起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（中根武彦） 御着席ください。

起立多数です。よって、本件は提案のとおり承認されました。

次に、日程第9、承認第3号「愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について（令和4年6月21日専決）」を議題といたします。

事務局から提案理由の説明を求めます。

○事務局長（鈴木孝昌） 議長、事務局長。

○議長（中根武彦） 事務局長。

○事務局長（鈴木孝昌） それでは、承認第3号について説明いたします。

議案書の11ページをごらんください。

議案書の11ページでございます。承認第3号「愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について（令和4年6月21日専決）」でございます。

これは、ページ中ほどの提案理由にございますように、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したことを事由とする保険料の減免、以下はコロナ減免と申し上げますけれども、このコロナ減免について令和4年度の申請を速やかに行うことができるよう条例の一部改正の専決処分を行いましたので、御承認をお願いするものでございます。

この条例改正の内容につきましては、別冊の議案参考資料の7ページをお願いいたします。

議案参考資料の7ページでございます。改正の趣旨は、1の概要にございますように、令和4年3月の厚生労働省からの事務連絡等を踏まえまして、令和4年度の国の財政支援の対象となるコロナ減免が示されたため、条例で定めるコロナ減免の特例、これは申請期限の特例でございますが、この特例の適用対象に関する規定の改正を行ったものでございます。

改正内容の説明の前に、まずこのコロナ減免の申請期限の特例の内容を説明いたしたいと思っておりますので、1枚おめくりいただきまして左側、8ページをごらんください。

中ほどの下のほう、「参考」の1として、本広域連合の条例で定める本来の申請期限の内容を記載しております。(1)として、普通徴収の方法により保険料を徴収されている者にあつては、減免の事由が発生した日以後の最初に到来する納期の末日、または当該減免の事由が発生した日から30日を経過する日のうちいずれか遅い日までが申請期限とされており、この期限までに申請がないと減免を受けることができません。(2)は、特別徴収の場合ですけれども、同様の定めがございます。

この申請期限の特例がその下の2でございまして、コロナ減免の申請にあつては、(1)の本来の申請期限の規定にかかわらず、広域連合長が必要と認めるときは保険料を減免する旨の特例を設けているというものでございます。

それでは、前のページ、7ページにお戻りください。

改正内容の説明をさせていただきます。

7ページ、2の改正内容です。

今回の改正は、コロナ減免の申請期限の特例の適用対象を令和4年度の国の財政支援の対象とされた普通徴収の納期限等が令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に設定されている保険料に改めるものでございます。対象となる保険料を年度別に整理しますと、この(1)から、次のページに行って(4)までございますが、令和元年度分の保険料は今年度は除外になります。令和2年度分は一部除外で一部追加、令和3年度分は一部追加、令和4年度分は本年度から追加と、こういった格好になります。

続きまして、今回の改正の施行日と経過措置を申し上げます。

8ページのほうでございます。

この条例は、令和4年6月27日に公布、同日施行し、令和4年4月1日から適用することとしております。

なお、今回の改正で対象から除外された令和2年度分の保険料については、一応令和4年4月1日以降の申請に係る経過措置を設けておりますが、これは令和4年4月1日以降の申請でありましても、今回同様、改正前である令和3年度の財政支援の対象となる場合があることから設けたものでございます。

次に、4、専決処分としたことの原因でございます。

このコロナ減免につきましては、社会情勢に鑑み、減免の申請を速やかに行うことができるよう、条例におけるコロナ減免に関する規定を整備する必要がございましたので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分としたものでございます。

右側の9ページには新旧対照表を掲載しておりますので、また御参照ください。

なお、新旧対照表でございますが、昨年度までは左側が改正前、右側が改正後という形としておりましたが、今年度からは左側が改正後、右側が改正前として作成されておりますので、御注意ください。

以上が承認第3号の専決処分の内容でございます。地方自治法第179条第3項の規定により今臨時会に御報告し、御承認をお願いいたします。

それでは、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（中根武彦） 本件については、質疑、討論の通告はございませんでしたので、これより採決いたします。

この採決は起立によって行います。

承認第3号「愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について（令和4年6月21日専決）」を提案のとおり承認することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中根武彦） 御着席ください。

全員起立です。よって、本件は提案のとおり承認されました。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了しました。

広域連合長からあいさつしたい旨の申出がありますので、これを許可します。

○広域連合長（太田稔彦） 議長、広域連合長。

○議長（中根武彦） 太田広域連合長。

（太田広域連合長 演壇であいさつ）

○広域連合長（太田稔彦） 広域連合議会臨時会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつ

を申し上げます。

本日の臨時会におきまして、全ての案件について提案どおりお認めをいただき、厚く御礼申し上げます。

先週、ニューヨークの国連本部へ行ってまいりました。ハイレベル政治フォーラムの特別会合というものへの出席を国連から求められて参加したんですが、主要なテーマがSDGsでございました。様々な話題があったんですけども、その中で、途上国の子供たちは学校の閉校というか、休校に伴って給食が食べられなくなると、ところが家に帰って食べられるかという家でも食べられず、結果、児童労働の根幹の問題がまたクローズアップされてきたというような発言でした。このコロナの影響がいろんなところで今後どういうふうに出てくるのかというのが極めて懸念されるところです。

我が国におきましても、とりわけ高齢者の外出自粛、あるいはコミュニケーション不足、そうしたことが後期高齢者医療にとっても大きな課題として今後クローズアップされてくると思っております。当広域連合といたしましても、引き続き、市町村をはじめとする関係機関と連携を図りながら、後期高齢者の方々はもとより、現役世代や住民の皆様の負担のバランスの下に成り立つ後期高齢者医療制度の適切な運営にしっかりと取り組んでまいりますので、議員の皆様方におかれましては、今後とも格別な御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

本日は、誠にありがとうございました。

（太田広域連合長 自席へ）

○議長（中根武彦） これをもちまして、令和4年第1回愛知県後期高齢者医療広域連合議会臨時会を閉会といたします。

御苦労さまでした。

午後2時25分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

愛知県後期高齢者医療広域連合議会

臨時議長 森 利明

議長 中根武彦

署名議員 鈴木正章

署名議員 水野博史